

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌
日の翌日)

◇告

示

健康保険法による保険医等の登録

目次

国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

ひな白痢検査の実施

肝てつ検査の実施

〃

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

換地計画の適否の決定

◇公

告

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験の実施

昭和四十四年度第二回鳥取県警察官採用試験の実施

告 示

鳥取県告示第七十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療養機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
小谷 明子	米子市灘町二丁目十六番地	鳥医第一四六八号	昭和四十五年一月十二日
橋本 蓉子	境港市米川町四十四番地	鳥医第一四六九号	昭和四十五年一月十三日
山崎 靖夫	米子市錦町二丁目一六三番地	鳥医第一四七〇号	昭和四十五年一月八日
庄司 真喜	米子市東福原河津アパート	鳥医第一四七一号	昭和四十五年一月八日
白井千恵子	東伯郡北条町下神一九三番地	鳥医第二四三三号	昭和四十五年一月十六日

鳥取県告示第七十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬

剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一四六八号	小 谷 明 子	昭和四十五年一月十二日
" 第一四六九号	橋 本 蓉 子	" 十三日
" 第一四七〇号	山 崎 靖 夫	" 八日
" 第一四七一号	庄 司 真 喜	" "
鳥国業第二四三三号	白 井 千 恵 子	" 十六日

鳥取県告示第七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
伊藤耳鼻咽喉科医院	鳥取市栄町二二七 昭和ビル三階	昭和四十五年 一月六日
八百谷齒科医院	八頭郡用瀬町用瀬三六八	昭和四十四年十二月八日

鳥取県告示第七十五号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 米子市
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 昭和四十四年二月十二日
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

鳥取県告示第七十六号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 皮内反応及び虫卵検査

実施期日	実施区域	実施場所
二月十六日	赤碓町	国主、佐崎検診場
"	"	国実、竹ノ内"
" 十七日	東伯町	三保、美好"
"	"	上法万、杉地"
" 十八日	大栄町	別所、徳昌"
"	"	穂波、原"
" 十九日	倉吉市	上神、灘手"
"	"	大谷、横田"

鳥取県告示第七十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 皮内反応及び虫卵検査

実施期日	実施区域	実施場所
二月 十二日	日野町	荒神原、上菅検診場
" 十三日	"	中菅、下菅、下黒坂"
" 十六日	江府町	日ノ詰、尾ノ上原、池ノ内"
" 十七日	"	下安井、荒田、半ノ上"
" 十九日	"	武庫、洲河崎"
" 二十日	日野町	舟場、貝原"
" 二十三日	"	安原、津地、下榎"
" 二十四日	日南町	神戸上、花口"
" 二十五日	"	上石見、下石見"
" 二十六日	"	上坂、福栄、福塚"

鳥取県告示第七十八号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年二月三日から施行する。

昭和四十五年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

栃木県足利市 埼玉県入間郡 同県岩槻市 兵庫県佐用郡 高知県高知市

鳥取県告示第七十九号

昭和四十四年三月三十日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三百七十二番地法勝寺南土地改良区から申請のあつた西伯郡西伯町法勝寺地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年二月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯町役場

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法

律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験を次のとおり実施する。

昭和45年2月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の日時
学科試験 昭和45年2月25日 午前9時から
実地試験 昭和45年2月26日 午前9時から
- 2 試験の場所
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験願書の提出期限
昭和45年2月13日（郵送の場合は、昭和45年2月13日までの消印のあるものは有効とする。）
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県厚生部衛生課へ問い合わせると。

昭和44年度第2回鳥取県警察官採用試験を次の要領により実施する。

昭和45年2月3日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官（巡查）の採用試験です。

- 1 採用予定人員及び職務内容
- (1) 採用予定人員 約 25 名
- (2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、

被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

- (1) 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別 昭和20年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた男子に限ります。

(3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

ア 教養試験 警察官として必要な一般能力及び教養について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。

ウ 適性試験 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

(2) 日時及び場所 昭和45年3月8日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。

(3) 第1次試験合格者の発表 昭和45年3月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には次のような基準があります。

(ア) 身長 160cm以上であること。

(イ) 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。

(ウ) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、きょう正視力が1.0以上であること。

(エ) その他 弁色力が完全で、身体に奇形その他の異常のないこと。身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患、その他の疾患の有無について行ないます。

(2) 日時及び場所 昭和45年3月20日頃に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験の合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。
6 最終合格者の発表
昭和45年3月下旬に鳥取県庁1階指示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、改めて身体検査を行なつたうえで、採用者が決定されます。なお、採用は、昭和45年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間初任教養を受けたのち、それぞれの勤務所に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとりの給料月額が支給されますが、経歴のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給与額が決定され、毎年1回昇給します。そのほか期末、勤勉手当(年間給料月額約4.4月分)通勤手当扶養手当、特殊勤務手当等が支給され、制服その他必要な被服も貸与されます。

学歴	区分	入校時の給料月額
大卒	学卒	28,010円 (31,510円)
短大卒	大卒	25,750円 (29,150円)
高校卒	校卒	23,910円 (27,110円)

※ () 内の金額は、昭和44年の本委員会の勧告に基づき給与改訂が実施された場合のものであります。

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求 申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して20円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。返信用の切手のないものは送付しません。

(2) 申込方法 申込用紙に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはつてください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間 昭和45年2月9日(月)から昭和45年3月2日(月)までとし、郵送の場合は3月2日(月)までに到着したものに限り受けれます。

(4) その他 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

9 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。